

令和2年度第1回権利擁護支援システム推進委員会の内容

【目的】権利擁護の現状や課題, それに対する解決策(案)に対するご意見から, 今年度見直しの高齢及び障がいの計画や事業実施において反映・盛り込むべき内容事項を検討する。

1. 今までの取り組み

各計画の権利擁護の取組・方向性	関係機関	現在までの取組
地域福祉(地域福祉計画) ※事前資料2-1参照 高齢(すこやか長寿プラン21) ※事前資料2-2参照 障がい(障がい者(児)福祉計画) ※事前資料2-3参照	権利擁護支援センター 高齢者生活支援センター 障がい者基幹相談支援センター 障がい者就業・生活支援センター 生活困窮者自立相談支援事業 社会福祉協議会 警察 行政	【権利擁護支援センター活動状況報告】 ・他機関協働の視点から, 相談支援・普及啓発事業など, 権利擁護の取組を報告 【生活困窮者自立相談支援事業と権利擁護の連携状況の報告】 ・コロナの影響により相談件数は増加 ・権利擁護支援センターからつながるケースは高齢者虐待の養護者支援ケースで, 増加傾向にある

2. 課題①成年後見制度について

現状 (根拠:各アンケート結果・実績報告)	取組と現状から 考えられる課題・要因	解決策(案)
■制度や相談先などの認知度が低い ・障がいで、権利擁護支援センターの認知度が低い ・成年後見制度の認知度が低い ・成年後見制度の障がい者の利用者は横ばい, 高齢者の利用者は増加(人口利用率:県0.18%, 芦屋0.2%) ・障がいで、障がい者差別解消法の認知度が低い 【根拠:各アンケート結果及び成年後見制度利用支援事業の実績報告】	■周知・啓発の不足 ・今までも周知は行っているが浸透していない ・より効果的な周知先の検討や, 対象者ごとに効果的な周知方法を変えるなど, 工夫が必要 ➡必要な人に情報が届いて, 活用できる 【議論のポイント】 ・制度や相談先の認知度が低いにはほかに理由が考えられるか ・今までの周知方法では周知は不足しているか ・他に周知の方法はあるか	■成年後見制度の周知を広く行う ➡例えば金融機関, 行政内, 自治会・体操教室などに対して行う 【議論のポイント】 ・周知を行うならば, どのような対象者にどのような方法で誰がどんな内容をどのタイミングで何回行うのか ・周知啓発以外に何か制度や相談先を知ってもらう方法はあるか

課題②虐待対応について

現状 (根拠:各アンケート結果・実績報告)	取組と現状から 考えられる課題・要因	解決策(案)
■「虐待とは何か」の理解が低い ・県と比較すると認定率が低く, 早期発見はできていると思われる ・施設虐待の件数は横ばい ・養護者虐待について障がい者虐待は通報件数は横ばい, 高齢者虐待は通報件数増加 ・虐待対応に関する研修や周知を行っているが, 相談先を知らない市民が多い。 ・支援者から「家族の喧嘩」なのか「虐待」なのかかわからないといった訴えを聞くことがある(虐待についての理解が進んでいない) ・施設従事者による虐待について, 虐待を疑われた原因が, 虐待を行った疑いのある職員の接遇や介護技術の不十分さ, 言葉遣い, 人柄等によることがある。 【根拠:障がいアンケート結果及び虐待に関する報告】	■虐待への理解の不足 ・どのような時に虐待を疑うか理解されていない ・相談先がわかっていない ・対応の知識がない ・施設従事者が, 必要な知識や技術を習得していない状況や, 自身の行っている介護が, 虐待(疑)と認識できていない状況がある。 ➡虐待の早期発見・予防につなげたい 【議論のポイント】 ・認定率だけで早期発見はできていると考えていいか(もともと相談にあがってきていないケースがあるとすれば, どうすれば相談・通報につながるか) ・相談先を知らないのは周知不足のためだけか ・何を理解してもらえれば, 虐待の早期発見, 相談・通報につながるのか	■虐待に対する知識や情報を普及啓発する ・研修の実施 ・虐待の防止に関するチラシの配布 ・窓口の周知 (・複合問題ケースへの早期介入) 【議論のポイント】 ・虐待防止のための知識や情報の普及啓発の方法として具体的にどのような手段が考えられるか ・研修をするのであればどのような対象に, どのような内容, どのようなタイミングと手法で行うのが良いか。 ・虐待の防止に関するチラシの配布をどのような内容でどこに配ればよいか